

第1章

目的と位置付け

第1章 目的と位置付け

1 背景と目的

(1) 背景

これまでわが国では、文化財保護法により、有形文化財¹、無形文化財²、民俗文化財³、記念物⁴、文化的景観⁵及び伝統的建造物群⁶の6分野の文化財を定め、これらのうち重要なものを指定・選定等する国の指定制度を中心に、指定制度より緩やかな保護措置を講じる登録制度⁷や、都道府県・市町村の条例等による文化財の地方指定・登録制度⁸が設けられ、国や都道府県・市町村が、指定等を受けた個々の文化財を保護するための法的制限や助成措置等を講じることで、文化財の保存・活用が図られてきました。

しかし近年、過疎化や少子高齢化の影響による担い手の減少などから、文化財を次世代に継承していくことが困難になりつつあり、特に、地域や人々の暮らしの中で守り伝えられてきた、指定等を受けていない文化財について、その価値が見いだされないうまま失われつつあることが指摘されるようになってきました。

こうした事態への対応として、これまでの指定等制度に加え、指定等の有無や文化財保護法が定める文化財の分野にかかわらず、地域における文化財同士のつながりや周辺環境までを総合的に把握し、まちづくりの様々な場面で生かしつつ保護していく保存・活用の好循環をつくり出す取組が求められることとなった結果、近年提唱されるようになったのが、「歴史文化基本構想⁹」（以下「構想」という。）の考え方です。

平成30年（2018年）には改正された文化財保護法が成立（平成31年（2019年）4月1日施行）し、同法に、構想の考え方を継承した文化財の保存・活用に関する市町村の計画である「文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」という。）が規定されました。平成31年（2019年）3月に国が示した「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」では、市町村が、地域計画により将来的なビジョンを示し、具体的な事業等に計画的に取り組むことで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が促進されることや、地域計画

¹ **有形文化財**：建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いもの。

² **無形文化財**：演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で、国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの。

³ **民俗文化財**：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの。

⁴ **記念物**：貝塚・古墳・都城跡・城跡旧宅等の遺跡で国にとって歴史上または学術上価値の高いもの（史跡）、庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳等の名勝地で国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの（名勝）、動物・植物及び地質鉱物で国にとって学術上価値の高いもの（天然記念物）の総称。

⁵ **文化的景観**：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。

⁶ **伝統的建造物群**：城下町、宿場町、門前町など、周囲の環境と一体的に歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。

⁷ **登録制度**：国や地方公共団体によって指定されていない有形文化財の建造物のうち、その価値から保存・活用のための措置が特に必要とされるものを国が登録する制度。

⁸ **地方指定・登録制度**：地方公共団体が条例を制定し、それに則して地域内に存在する文化財の指定あるいは登録を行う制度。

⁹ **歴史文化基本構想**：地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想。

により文化財行政の取組の方向性が対外的に周知等されることで、民間団体等の様々な関係者、地域住民の理解・協力を得た、地域社会総がかりによる充実した文化財の保存・活用が可能となるとされています。

札幌市は、北国特有の鮮明な四季、多様な地勢や地質、豊かな植生などの自然の恩恵を受けながら、原始の昔からアイヌ民族をはじめ様々な人々の活動の場となったことで、非常に特色ある歴史文化を背景に今日まで発展を続けてきました。一方で、従来、札幌市の歴史は、幕末から明治期（いわゆる開拓期）以降の出来事について取り上げられることが多く、一般に、広範な文化財や歴史文化に対する関心が払われにくい状況にあったとも考えられます。

札幌市には、指定等の有無に関わらず、地域の中で受け継がれてきた文化財が数多く存在し、これらの文化財の多くが、地域や個人の活動に支えられて今日まで守り伝えられてきましたが、上記の背景で述べた少子高齢化や地域の衰退などの社会状況の変化に加え、市民が文化財を意識する機会が少ない中で、貴重な市民の財産である文化財が、日々、消滅や散逸の危機に直面していると考えられます。

こうした中、札幌市では、平成25年（2013年）に策定した長期総合計画「札幌市まちづくり戦略ビジョン¹⁰（戦略編）」において、産業・活力分野の創造戦略として「魅力あるまちづくりと観光振興の一体的推進」をあげ、歴史的建造物等を観光資源等に活用して魅力的なまちづくりを進める施策の方向性を示しました。また、令和元年（2019年）に策定した「札幌市文化芸術基本計画（第3期）¹¹」においても、「未指定も含めた文化財や伝統的な文化等の多様な魅力をまちづくりに積極的に活用し、地域の活性化やコミュニティとのきずなを深める環境を整備していくことで、次の世代への橋渡しを行う」ため、重点施策のひとつとして文化財の保存と活用を掲げ、文化財をまちづくりに生かしながら良好な状態で守り伝えていくための実効性のある取組が求められるようになっていました。

(2) 目的

札幌市では、今に残る文化財について、指定等の有無にかかわらず、札幌の歴史文化を知る手掛かりになるものであると同時に、上手に生かすことで札幌のまちの個性や魅力を際立たせることができる大切な資産であると考えます。

「札幌市文化財保存活用地域計画」は、このような市民の大切な資産である文化財を、指定等がされていないものも含めて保存・活用し、文化財や歴史文化の価値と魅力を多くの市民が共有し、大切に使いながら将来に継承していくことで、市民にも来訪者にも魅力あるまちづくりを進めるための基本的な方針を示すことを目的として策定します。

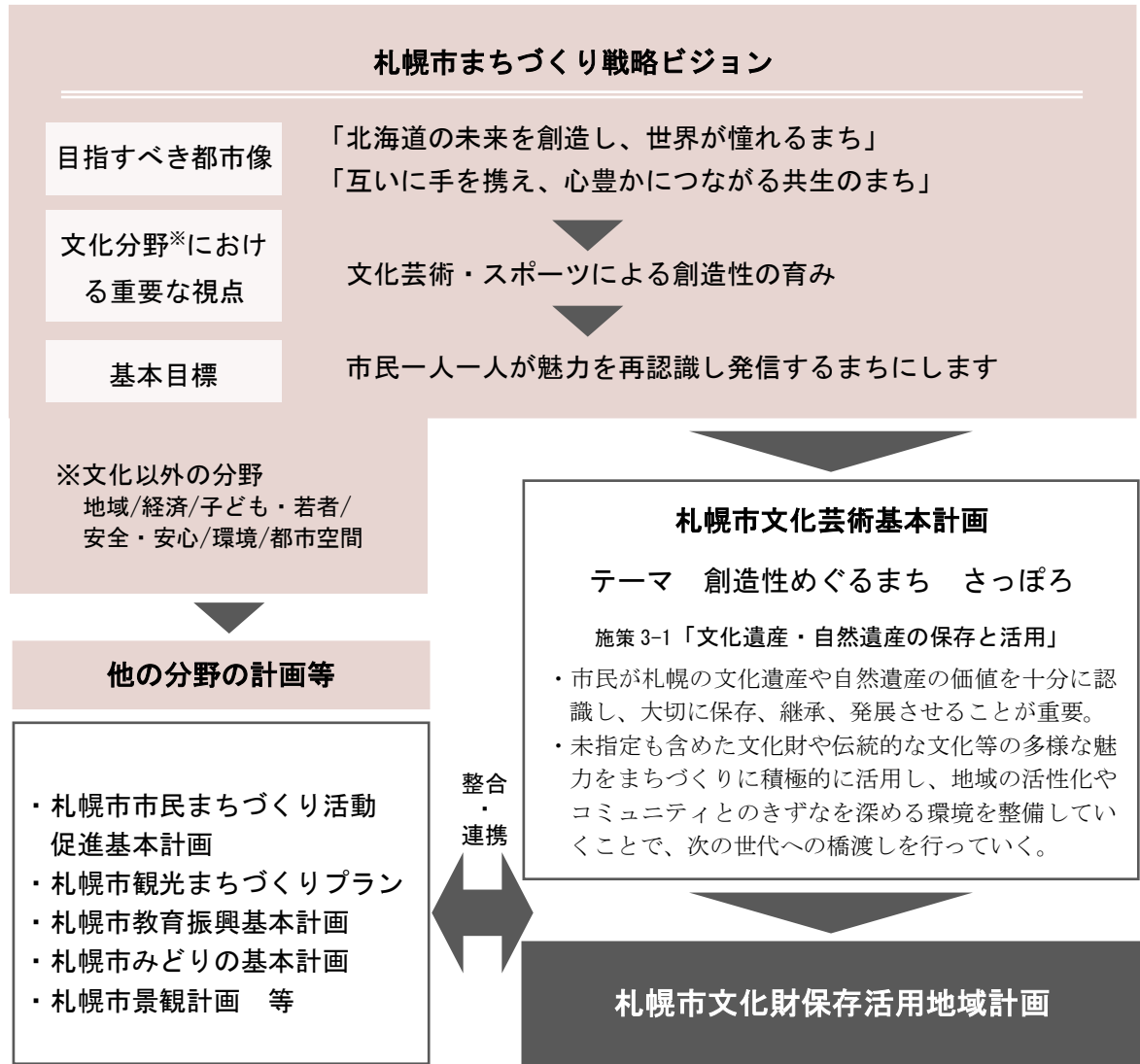
¹⁰ 札幌市まちづくり戦略ビジョン：札幌市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応するための新たなまちづくりの指針。札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置付けられる総合計画。

¹¹ 札幌市文化芸術基本計画：札幌市文化芸術基本条例（平成19年条例第12号）第6条の規定に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画。

2 位置付け

この計画は、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」及び「札幌市文化芸術基本計画」が示す札幌市の将来像と市政の方向性を踏まえ、関連する他分野の計画等との整合を図りながら策定する、今後の文化財の保存・活用に関する基本計画です。

また、文化財保護法第183条の3の規定による「文化財保存活用地域計画」として定めます。



計画の位置付け

3 計画期間

この計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の5年間とし、文化芸術に関する総合的な個別計画に位置付けられる「札幌市文化芸術基本計画」の計画期間が令和5年度（2023年度）で満了することから、同計画の更新その他社会状況等を踏まえ、計画期間内においても適宜必要な見直しを検討することとします。

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは




「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs[エス・ディー・ジーズ]）」は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての主体が取り組む普遍的なものであり、日本においても積極的に取り組んでいます。

札幌市においては、平成30年（2018年）6月に「SDGs未来都市」に選定され、SDGsに関わる取組を推進することとしています。



持続可能な開発目標（SDGs）と本計画との主な関連

SDGs 関連目標とターゲット		関連取組※
	8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	Action4 「活用」の課題に対する取組
	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	Action1 「調査・把握」の課題に対する取組 Action2 「共有・発信」の課題に対する取組 Action3 「保存・伝承」の課題に対する取組
	12. b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	Action4 「活用」の課題に対する取組 Action5 「連携・協働」の課題に対する取組

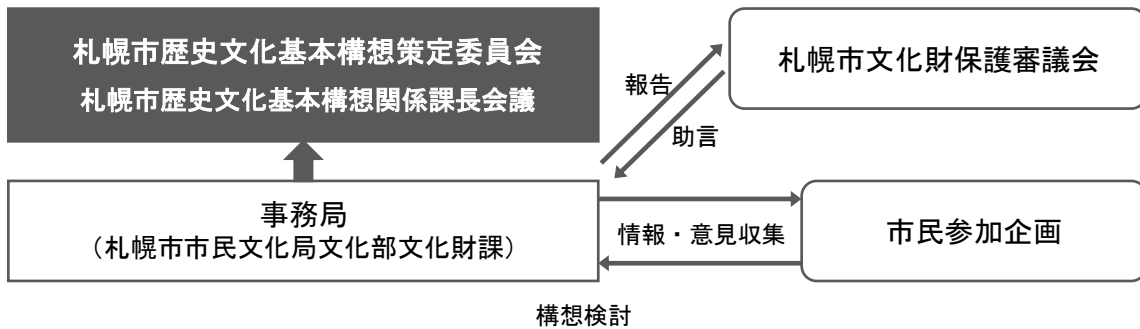
※第6章-1-（2）参照

4 策定の経緯・体制

札幌市では、平成27年度（2015年度）より、「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015¹²」における「歴史的資産活用推進事業」により、文化財の保存・活用の方針策定を目標として、指定・登録がないものも含めた文化財の調査や、保存・活用のあり方についての調査・検討を開始しました。

これらの調査・検討にあわせて、平成29年（2017年）6月には「（仮称）札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会」、平成30年（2018年）3月からは同委員会による検討を引き継ぎ、構想策定を目的とした「札幌市歴史文化基本構想策定委員会」を設置し、市民参加によるアンケート、ワークショップなどにより広く市民や地域から把握した情報を取り入れながら検討を行い、平成31年（2019年）3月に構想素案を作成しました。

さらに、平成30年（2018年）の文化財保護法改正を受け、今後の札幌市の文化財の保存・活用の推進のためより実効性の高い枠組を示すことが重要であるとの判断から、構想素案を一部修正し、具体的な措置等を盛り込んだこの計画を策定しました。



札幌市歴史文化基本構想策定委員会

氏名	分野	所属等
阿部 一司	アイヌ文化	札幌アイヌ協会会長
往田 協子 [●]	公募委員	
角 幸博 [●]	文化財建造物	北海道大学名誉教授
金山 敏憲 [●]	公募委員	
川上 淳 [●]	歴史学	札幌大学教授
熊谷 由紀	教育	札幌市立桑園小学校校長
黒岩 裕	郷土資料	旧黒岩家住宅（旧簾舞通行屋）保存会事務局長
甲地 利恵	無形文化財	北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究主幹
西山 徳明 [●]	文化財活用	北海道大学観光学高等研究センター センター長
羽深 久夫 [●]	文化財建造物	札幌市立大学教授
樋口 雅宏	観光・経済	札幌商工会議所国際・観光部長
山舗 直子	生物学	酪農学園大学名誉教授

●印は（仮称）札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会からの継続委員
※所属は平成30年度（2018年度）

¹² 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン：上位計画「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を実現するための「中期実施計画」として、本市の行財政運営や予算編成の指針となるもの。戦略ビジョンとともに本市の総合計画に位置付けられる。

計画策定までの経緯

平成29年度（2017年度）		
平成29. 6. 12	（仮称）札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会 第1回委員会	（仮称）札幌市歴史的資産保存活用推進方針の趣旨、既往調査について
平成29. 8. 9	（仮称）札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会 第1回ワーキング	方針素案の完成イメージについて
平成29. 8. 28	歴史的資産活用推進事業に関わる意見交換会	歴史的建造物の所有者、活用者、ヘリテージ・マネージャー ¹³ 等の意見交換会
平成29. 8. 29	（仮称）札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会 第2回ワーキング	歴史的資産活用推進事業に関わる意見交換会の概要報告等
平成29. 9. 21	（仮称）札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会 第2回委員会	第1回・第2回ワーキング・意見交換会の結果報告、方針素案概要について
平成30. 3. 10	歴史的資産の魅力発見ワークショップ	南区の歴史的資産の魅力を考えるワークショップ
平成30. 3. 14	札幌市歴史文化基本構想策定委員会 第1回委員会	歴史文化基本構想の項目について
平成30年度（2018年度）		
平成30. 6. 20	札幌市歴史文化基本構想関係課長会議 第1回会議	歴史文化基本構想策定について
平成30. 6. 25	札幌市歴史文化基本構想策定委員会 第2回委員会	文化財行政に関する国の動向、文化財把握の方針、関連文化財群とストーリーについて
平成30. 8. 1～9. 3	アンケート「連合町内会長が選ぶ 地域のお宝 教えてください」	連合町内会を対象に地域の文化財を募集するアンケート
平成30. 8. 1～9. 28	アンケート「次の世代に残したい 地域のお宝 教えてください」	市民を対象に地域の文化財を募集するアンケート
平成30. 8. 3	札幌市文化財保護審議会報告	歴史文化基本構想の概要説明
平成30. 8. 21	札幌市歴史文化基本構想策定委員会 第3回委員会	札幌市の文化財、関連文化財群について
平成30. 8. 25	札幌の歴史文化を知り・調べ・考える れきぶんワークショップ（第1回）	講演（札幌の街のなりたち）、グループワークによる「地域のお宝」共有、選出
平成30. 9月中旬～下旬	札幌の歴史文化を知り・調べ・考える れきぶんワークショップ（現地調査）	グループごとに選出した「地域のお宝」に関する現地調査
平成30. 10. 14	札幌の歴史文化を知り・調べ・考える れきぶんワークショップ（第2回）	グループワークで「地域のお宝」の魅力伝えるストーリーづくり
平成30. 10. 30	札幌市歴史文化基本構想関係課長会議 第2回会議	文化財の保存・活用の方針について
平成30. 11. 8	札幌市歴史文化基本構想策定委員会 第4回委員会	関連文化財群とストーリー、文化財の保存・活用の方針について
平成30. 11. 23	シンポジウム さっぽろれきぶんフェス	歴史文化基本構想に関する普及啓発、札幌の歴史文化を知り、魅力を感じる機会を提供するシンポジウム
平成30. 12. 13	札幌市文化財保護審議会報告	歴史文化基本構想策定の進捗状況、検討内容報告
平成31. 3. 18	札幌市歴史文化基本構想策定委員会 第5回委員会	構想素案の構成、保存・活用の課題及び方針、体制整備の方針について
令和元年度（2019年度）		
令和元. 7. 29	札幌市文化財保護審議会報告	文化財保存活用地域計画の策定について
令和元. 10. 28～11. 26	パブリックコメント	文化財保存活用地域計画（案）について市民から意見を募集

¹³ ヘリテージ・マネージャー：地域の文化財の保存・活用手法や、文化財を生かしたまちづくり等に関する専門知識を持つ人材のこと。

